

**超高齢社会を背景に
終活に関心を持つ人が
増えています。**

終活をする人が増えているのは、何と言っても高齢者が増えているからでしょう。今は、超高齢社会です。65歳以上の高齢者が人口の21%を超えた社会を超高齢社会と言いますが、最近では26%を超え、今後も上昇傾向が続くとみられています。そんな超高齢社会にどうやって生きていけばよいのでしょうか？そう考えた時、自分が死ぬまでの人生だけでなく、死んだ後の家族のことに對しても関心を持ち、

終活に関心を持つ人が増えているのです。

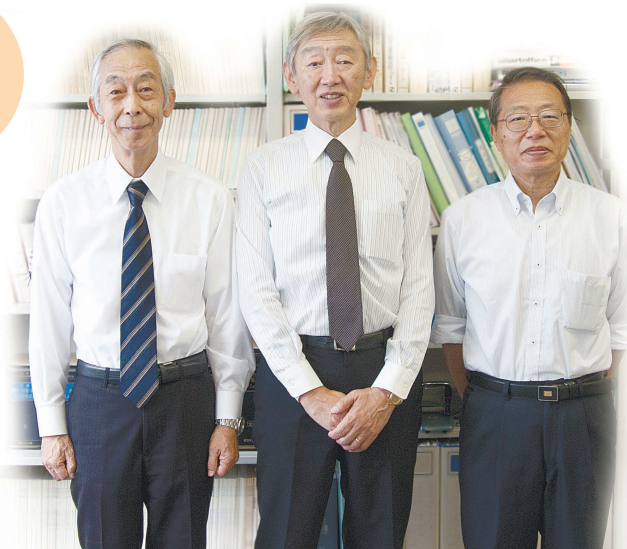
になるのではないかと「認知症にはならなくても、事故に遭い障害を受けて判断ができなくなったりしないかなどリアルに考えてしまいます。そして、自分のもしもの時のことを考えておかなければいけない」という思いがきっかけとなって、終活や遺言に興味を持つ人が増えているのではないかと思います。実際に、私は終活や遺言をテーマに講演をさせていただくことがありますが、毎回、満席になるくらい聴講者がおいでです。高齢者だけでなく若い人も来られます。このことから終活に対する関心の高さをつくづく身にかけて感じます。

**公証役場には
終活のこんな相談が
寄せられています。**

**自分の能力や人生は限られてはいるけれど、
「まだこういうことができるんだ」という
自信を持って、終活に臨んでください。**

また、自分が認知症になって判断ができなくなった時に、どうしたらいいのか決めておきたいという方もいます。そんな人には成年後見制度があります。成年後見制度とは、認知症や精神障害、機能障害などになつて自分で自分の事を決められないほど判断能力が衰えた人が、人間らしく、最後までごく普通に生きていけるよう支援していく制度です。成年後見制度の中には、当事者間の契約によつて後見人を選ぶ「任意後見制度」があります。この制度を活用すれば「自分が万一認知症になつた時に娘に後見人になつてもいい」と希望すれば、娘の了解を得て娘を任意後見人として決めておくことができます。この制度を利用したいと公証役場に来る人も増えています。

**手遅れになる前に
専門家に相談して
価値のある終活を。**



私達公証人にお気軽にご相談ください。



終活のことで一番多いのが、遺言書をきつちりとしたカタチで残しておきたいという相談です。確かに、自筆証書遺言は自分一人ですべて書けるでしょう。しかし、ルールに則つて書かなければ、最悪の場合、無効になることがあります。遺言書を公正証書で残しておけば効力は確実だし、後の手続きが非常にスムーズになります。また、相続の際に身内同士のいさかいを無くすにはどうしたらいいのか相談に訪れる人もいます。相続は「争族」と書かれるくらいトラブルがつきものです。だからこそ、子どもたちには相続のことで迷惑をかけたくないし、争つてほしくありません。そのため遺言書を作成しておく。これも終活の一つです。「立つ鳥跡を濁さず」という諺（ことわざ）がありますが、逝く者も後を乱したくはないものです。

最近では、自分の残りの人生をいきいきと過ごしたいと終活を始める人が増えているようです。そこで、終活に不可欠な遺言書等の公正証書を作成する公証役場で、最近の終活事情について伺いました。

栗坂 満さん くりさか みつる 徳島公証役場 公証人

**やろうと思った時がベストタイミング！
終活は、自分のためにも家族のためにも
手遅れになる前に始めましょう。**

公証人・公証役場って何？

公証人は、経験豊富な法律実務家の中から法務大臣によつて任命された公務員です。そして公証役場は、その公証人が執務する事務所です。公的な機関のため公証事務に関する相談は常に無料です。この安心ください。

公証役場では、①公正証書の作成、②私文書認証や会社

証人が当事者から考えや思いを的確に聞き取つて作成するので確実で内容・方式で無効になるおそれもなく、将来のトラブルの火種を摘む効果があります。また、金銭等の支払いを伴う取り決めに關しては強制執行を容易にし得るメリットもあります。後で泣かないよう、紛争を事前に防ぐためにも、お気軽に公証役場をご利用ください。



各種パンフレット

自分の終末期医療の希望についても公正証書で残しておく。これも終活の一つです。「立つ鳥跡を濁さず」という諺（ことわざ）がありますが、逝く者も後を乱したくはないものです。

こんな話があります。ある人が、「私が書いた遺言書を見てほしい」と言うので見てみたら『延命措置はお断り』と書いてありました。そこで私は言いまして、「遺言書は生きている間に開けるものですか？死んだ後に開封されるものに延命措置は拒否と書いても手遅れでしよ」と。このように遺言書に書くことと書けないことをよく理解されていないことがあります。自分の思いを書いておきたい気持ちは分かりますが、後の祭りになつては意味がありません。

また、認知症が進んでから家族に付き添われて任意後見契約を結びたいと来る人がいます。その時点で判断能力が十分でない契約は結ばれません。たとえそれまで「娘を後見人に」と希望していても、もはや家庭裁判所で決めてもらうしかないのです。遺言書にしても書く時期を逃し、認知症が進んでしまつたら、もう書くことはできません。周りの者が何とか書かせようとしてもダメです。要するに、終活は自分がやろうと思つた時に動き出さなくては手遅れになるのです。

公証役場は、皆さんの終活をお手伝いする場です。終活をしたいと思つたら、どんどん活用してほしいと思います。